諮問実施機関:滋賀県知事(東近江農業農村振興事務所)

諮 問 日:平成29年4月13日(諮問第136号)

答 申 日:平成29年11月16日(答申第107号)

内 容:「平成〇年度第〇号〇〇地区第〇号〇〇〇〇工事に係る設計図書および用地取得

に関する文書」の公文書非公開決定に対する審査請求

答申

第1 審査会の結論

滋賀県知事(以下「実施機関」という。)が行った決定は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成28年5月16日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。)第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求(以下「本件公開請求」という。)を行った。

(請求する公文書の名称または内容)

請求1 県営かんがい排水事業○○地区で平成○~○年度にかけて施工された「平成○年 度第○号○○地区第○号○○○□事」の設計図書

請求2 同上工事は、県営ほ場整備事業「○○地区」○○換地区の区域および一部地区外 (山林)において施工されているが、地区外となるところの用地取得等の書類

2 実施機関の決定

平成28年5月24日、実施機関は、本件公開請求の対象となる公文書は不存在であるとして、 条例第10条第2項の規定に基づき、公文書非公開決定(以下「本件処分」という。)を行っ た。

3 審查請求

平成28年8月22日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

4 審査請求書の補正

平成28年9月27日、実施機関は、本件審査請求に係る審査請求書に形式上の不備がある として、審査請求人に補正を命じ、同年10月31日、審査請求人は、実施機関に審査請求書 を補正する旨の文書を提出した。

第3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

不存在とされた公文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

県営かんがい排水事業○○地区により造成された施設等は、○○土地改良区が実施機関から管理委託、譲与を受けて管理しており、実施機関は、必要な設計図書を備えておく必要がある。

また、ほ場整備区域外において事業をなすためには、用地取得が必要と思慮される。 以上のことから、実施機関には、設計図書および土地取得の契約書等の写しが存在するは ずである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は、妥当である。

2 非公開理由について

(1)請求1に係る対象公文書の不存在について

県営かんがい排水事業○○地区においては、平成○年度第○号○○地区第○号○○○○ 工事(以下「本件工事」という。)が施工されているが、設計図書は保存されておらず、 不存在である。現在、一般に、設計図書の部類は5年保存となっているが、当該文書については、保存期間の経過によって既に廃棄されているものと思われる。

(2) 請求2に係る対象公文書の不存在について

本件工事は、〇〇〇〇する工事であり、当時、用地取得を行っていないものであるため、 用地取得に関する文書は保有していない。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、 利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさ せ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保 有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個 別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件審査請求について

本件公開請求は、実施機関が実施した土地改良事業に係る設計図書および用地取得に係る文書の公開が求められたものである。

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書は不存在であるとしているが、審査請求人は、 これを不服としてその公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性を検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 請求1に係る対象公文書の不存在について

実施機関は、本件工事に係る設計図書は既に廃棄しているものと考えられ、保有していないものであると主張している。

実施機関によれば、当該文書の廃棄時期や当時の保存期間は不明ではあるものの、現在では、一般に、設計図書は「5年保存」とされていること、本件工事が平成〇年度に実施されたものであることを考慮すれば、保存期間の経過によって、これを廃棄したと考えられるとする実施機関の主張に不自然、不合理な点があるとは言えない。

また、実施機関が当該文書を保有しているものと判断すべき証拠等も見当たらないものである。

したがって、請求1に対して、対象公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

(2)請求2に係る対象公文書の不存在について

実施機関は、本件工事の用地取得に関する文書については、保有していないものである

と主張している。

実施機関によれば、本件工事は、そもそも用地取得を必要としないものであったとのことであり、当該文書を保有していないとする実施機関の主張には、不自然、不合理な点は認められない。

また、実施機関が当該文書を保有しているものと判断すべき証拠等も見当たらないものである。

したがって、請求2に対して、対象公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当 であると認められる。

4 付言

弁明書の「処分の内容および理由」については、審査会等が審査請求に係る処分の違法または不当の判断をするために、また、審査請求人等が処分庁の主張に対する主張を有効かつ適切に行うことができるようにするために必要なものであり、審査会等および審査請求人等が、処分の内容および理由を明確に認識し得るよう、公開請求の対象となった公文書の内容や性質、非公開部分の内容とその非公開情報該当性について、できる限り具体的かつ丁寧に記載すべきものである。

しかしながら、実施機関は、弁明書において、単に、公開請求のあった文書が不存在であることを記載するのみであり、何らの説明も行っていないものと言わざるを得ない。

また、実施機関は、本件処分に係る決定通知書において、「公文書の公開をしない理由」を「保存期間の経過により破棄しており、不存在であるため」と記載しているものであるが、 実施機関の口頭説明の結果によれば、当該記載は、請求2に対する非公開理由としては、不 正確なものであると判断される。

実施機関においては、今後、このようなことがないよう、諮問に当たっては当審査会に対する丁寧かつ正確な説明に努めるともに、条例の趣旨を十分に理解した上で、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審査の内容
平成 29 年 4 月 13 日	・実施機関から諮問を受けた。

	-
平成 29 年 5 月 12 日	・審査会事務局から事案の説明を受けた。
(第 256 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 29 年 6 月 9 日	・実施機関から公文書非公開決定について口頭説明を受けた。
(第 257 回審査会)	・事案の審議を行った。
平成 29 年 8 月 29 日	・事案の審議を行った。
(第 259 回審査会)	
平成 29 年 10 月 30 日	・答申案の審議を行った。
(第 261 回審査会)	